

(別記)

2020年度鳥取県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県では、水田面積に占める主食用米面積の割合が57%（平成30年産作付実績）で、転作については、担い手農家や集落営農組織等を中心とした飼料作物、大豆、麦等の土地利用型作物の作付を推進し、地域によっては二毛作の取組も進んでいる。また、高収益作物であるブロッコリー、白ネギ等の作付も定着し、産地においては新たな担い手も育ってきている。

しかし、米の需要量減少、米価の低下傾向を受け、米の大規模経営に取り組んでいる担い手農家では、主食用米から非主食用米や園芸作物等への転換を検討する動きが強まってきている。あわせて、米以外の作付が困難な水田では、不作付地が増加する地域が出てくることも懸念されている。

そのような中で、水田フル活用による収益性の高い水田営農を推進していくためには、担い手の育成、支援が重要であり、農地中間管理事業等を活用した農地集積、分散錯圃の解消を推進するとともに、新技術、園芸作物等の新規品目導入に向けた支援を強化していくことが喫緊の課題である。あわせて、集落営農等の新たな担い手の確保、団地化の推進による転作作物の生産性向上などについても、引き続き推進していくことが必要である。

また、新たな米政策に対応し、販売計画を踏まえた主食用米の生産、戦略作物や地域の特徴を活かした特産作物の作付推進に継続して取り組むことが重要であり、地域ごとに策定する水田フル活用ビジョンに基づくきめ細かな取組を支援する。

2 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の集荷団体等と連携し、実需者等のニーズを踏まえた生産体制・供給の構築を目指し、コシヒカリ、ひとめぼれの早生2品種に、中生品種のきぬむすめを加えた3品種による適正な品種構成に誘導する。特に、穀物検定協会の食味ランキングにおいて、平成30年度に特A復帰を果たしたきぬむすめについては、食味・品質の高位安定化に向けた取組に継続して取り組むとともに、平成30年度に新たに導入した星空舞については、栽培技術の普及と知名度向上に向けた販売対策を推進する。あわせて、それぞれの品種に合わせた適期収穫を推進することで、県産米全体の品質向上を目指す。

また、低コスト生産に向けて、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、分散錯圃の解消に向けた取組を推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

安定した需要が見込めるため、地域内流通を基本に、全農スキームによる全国流通とあわせて取組を推進する。

また、収量向上対策が重要であることから、知事特認品種を中心とした多収品種の導入、団地化の推進、減収防止対策及び増収対策の徹底等により、収量の高位安定化を目指す。あわせて耕畜連携によるコスト低減と収益力の向上を図る。

イ 米粉用米

少量ながらも継続的な需要があるため、それに対応した生産を行う。

ウ 新市場開拓用米

今後、さらに進むと予測される主食用米の需要の減少に対し、水田の有効活用を図るため、新たな販路の開拓を検討する。

エ WCS用稲

県内畜産農家等の需要に応じて生産され、取組も定着しているため、今後も団地化による生産性向上等を推進しながら、安定生産に取り組む。あわせて耕畜連携によるコスト低減と地力の維持を図る。

オ 加工用米

主食用米と同じ機械、施設で取り組めることから、JAを中心に実需者との複数年契約を推進しながら、需要に応じた生産に取り組む。

カ 備蓄米

主食用米と同じ機械、施設で取り組めること、主食用米と比べて大きな遜色がない収入が得られることから、本県の入札枠について、JAの配分枠を設定し取組を実施する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、土地利用型作物として重要な品目であり、特に麦については、二毛作による土地利用向上と収益力の向上に有効な品目である。しかし、湿害、天候不順等により、収量、品質が不安定になりやすいため、適地を中心とした作付推進、畝立播種技術の導入等による湿害対策、適期収穫の徹底により、収量、品質の向上を目指す。

飼料作物については、自給粗飼料の安定確保、二毛作による土地利用向上等にも有効で、耕畜連携とあわせて推進を図る。

(4) そば、なたね

そばについては、地域特産作物として実需者との安定生産の取組が進んでおり、団地化や排水対策の徹底による生産安定、品質向上を図りながら、作付面積の拡大を推進する。

なたねについては、菜種油の生産、油かすや廃食油の活用ができるほか、循環型社会を考えるきっかけとしての効果も期待され、大幅な取組拡大は見込みにくい、引き続き取組を支援する。

ともに、二毛作による土地利用向上と収益力の向上に有効な品目であることから、需要に応じた生産を推進する。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

ア ブロッコリー

水田転作野菜として導入され、機械化の進展により県西部を中心に作付面積が拡大してきている。近年では、新規就農者も増加してきており、引き続き担い手を中心に作付拡大を推進する。

イ 白ねぎ

水田転作野菜としては県全域の平坦地から山間地まで幅広く栽培されている。周年出荷に取り組む県の主力品目であり、引き続き作付拡大を推進する。

ウ その他野菜等（花き・花木、果樹、雑穀等を含む）

平坦地から山間地までの多様な気象条件に合わせ、地域にあった特産品としての作付の推進を図るため、地域ごとに策定する水田フル活用ビジョンに基づくきめ細かな取組を支援する。特に、鳥取型低コストパイプハウスによる施設化を推進し、より収益性の高い作付体系への誘導を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	12,634	12,800	12,500
飼料用米	685	690	1,100
米粉用米	0	0	0
新市場開拓用米	—	5	10
WCS用稲	368	370	380
加工用米	18	18	100
備蓄米	77	77	50
麦	133	133	150
大豆	622	622	750
飼料作物	1,194	1,195	1,200
そば	302	305	340
なたね	2	2	5
その他地域振興作物	2,432	2,432	2,500
野菜	1,926	1,926	2,030
・ブロッコリー	330	330	330
・白ねぎ	196	196	200
・その他野菜	1,400	1,400	1,500
花き・花木	100	100	105
果樹	61	61	55
雑穀	51	51	110
その他作物	294	294	200

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	
1	飼料作物等	耕畜連携 （資源循環）	作付面積	(2019年度) 317ha	(2020年度) 310 ha
2	飼料用米	耕畜連携 （わら利用）	作付面積	(2019年度) 128 ha	(2020年度) 130 ha
3	飼料作物等	耕畜連携 （水田放牧）	作付面積	(2019年度) 9 ha	(2020年度) 10 ha
4	戦略作物 そば・なたね	二毛作助成	作付面積	(2019年度) 521ha	(2020年度) 525ha
5	そば・なたね	そば・なたね 作付助成	作付面積	(2019年度) 270ha	(2020年度) 270 ha
6	飼料用米	複数年契約	作付面積・数量	(2019年度) 685ha 3,520 トン	(2020年度) 690 ha 3,547 トン
7	新市場開拓米	新市場開拓米 （輸出用米穀）	作付面積	—	5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。

産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

鳥取県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
鳥取県農業再生協議会 (①)	99,776,000	99,776,000	97,240,000
地域農業再生協議会合計 (②)	325,780,000	325,780,000	314,856,939
鳥取市農業再生協議会	54,658,000	54,658,000	54,658,000
岩美町農業再生協議会	7,074,000	7,074,000	7,073,648
八頭町農業再生協議会	18,728,000	18,728,000	18,725,800
若桜町農業再生協議会	3,022,000	3,022,000	1,232,310
智頭町農業再生協議会	4,536,000	4,536,000	4,053,200
倉吉市農業再生協議会	39,604,000	39,604,000	38,456,000
三朝町農業再生協議会	5,626,000	5,626,000	5,615,840
湯梨浜町農業再生協議会	10,659,000	10,659,000	10,534,885
北栄町農業再生協議会	17,812,000	17,812,000	17,680,128
琴浦町農業再生協議会	38,579,000	38,579,000	38,567,221
米子市農業再生協議会	33,375,000	33,375,000	27,847,000
日吉津村地域農業再生協議会	3,344,000	3,344,000	3,337,000
境港市農業再生協議会	1,507,000	1,507,000	390,000
南部町農業再生協議会	7,362,000	7,362,000	7,357,501
伯耆町地域農業再生協議会	13,186,000	13,186,000	13,172,866
大山町農業再生協議会	46,209,000	46,209,000	46,208,240
日南町農業再生協議会	12,507,000	12,507,000	12,115,400
日野町農業再生協議会	3,226,000	3,226,000	3,065,900
江府町地域農業再生協議会	4,766,000	4,766,000	4,766,000
合計 (①+②)	425,556,000	425,556,000	412,096,939

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	455,904,000	455,904,000

3. 活用方法

配分枠

99,776,000

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物						雑穀	その他
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹	その他 高収益 作物				
1	耕畜連携(資源循環)	3	10,400			11,000				20,000										31,000	32,240,000
2	耕畜連携(わら利用)	3	10,400							13,000										13,000	13,520,000
3	耕畜連携(水田放牧)	3	10,400			1,000														1,000	1,040,000
4	二毛作助成	2	10,400	11,000		32,200						5,100	200							48,500	50,440,000
5	そば・なたね作付助成	1	20,000																	0	
6	飼料用米複数年契約	1	12,000																	0	
7	新市場開拓米作付助成	1	20,000																	0	
合計(基幹)※4			実面積			12,000			13,000	20,000										45,000	97,240,000
合計(二毛作)※4			実面積	11,000		32,200						5,100	200							48,500	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- ①追加配分については、県設定の整理番号1～4上限単価の範囲で一律に充当し、上限まで充当してもなお残余がある場合は、地域設定枠へ配分する。
- ②地域設定枠へ配分する際は、当初の地域設定枠の調整方法を基本とし(別紙の2参照)、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算分については、該当地域に配分し、各地域協議会は各地域協議会のビジョン明細4に特に定めのない限り、追加配分を受けた場合の調整方法に準じて調整する。
- ③県設定及び地域設定枠の上限単価まで充当してもなお、残余がある場合は、県域及び地域(上限単価まで充当してもなお残余がある場合の調整方法を定める地域)に一律配分する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ①県設定枠については、配分枠全体で上限単価まで優先して充当し、県設定枠に余剰がある場合は、地域設定枠の不足分に充当する(相互に不足分を充当することは可能)。
- ②県設定枠の配分枠が不足する場合は、県設定の整理番号1～4について一律に単価調整する。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取県農業再生協議会			整理番号	1
用途名	耕畜連携助成(資源循環)				
対象作物	粗飼料作物等(基幹作)				
単 価	10,400円/10a(上限:13,000円/10a)				
課 題	<p>本県では、県内の全酪農家で組織化し一体的にブランド化を図っている大山乳業の取組や、和牛全共で好評価を得た肉用牛の取組等、畜産業が盛んであり、農業粗生産額の3分の1強を占めている。</p> <p>一方、輸入粗飼料価格の断続的な上昇、口蹄疫等家畜伝染病の懸念等、国産粗飼料確保の重要性がこれまでに以上に増している。</p> <p>畜産農家の大規模化が進む一方で、自家労力が限られることから、耕種農家からの飼粗飼料の供給を強く求めており、WCS用稲の作付を進めているが、専用農機が必要であること、WCS用稲では生産物が全てほ場外に持ち出されるため地力低下が課題となっている。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	目標	-	-	310ha	310ha
	実績	353ha	304ha	317ha	-
内 容	堆肥施用による化学肥料低減及び土づくりによる生産性向上を図るため、耕畜連携(資源循環)の取組を支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料作物等(基幹作)(別表2のとおり) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・WCS用稲については、新規需要米の認定を受けていること ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は別表1のとおり) ・当該年度における堆肥の散布の取組であること ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く)であること ・同一年度において他に水田への堆肥散布への取組による助成を受けない水田であること ・原則、堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・利用供給協定等により確認 ・WCS用稲については、要領に基づく出荷計画一覧表の確認 				
成果等の確認方法	支払対象面積を集計				
備考	○耕畜連携(わら利用、水田放牧、資源循環)の取組について、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか1つを選択する。(重複助成はしない)				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取県農業再生協議会		整理番号	2		
用途名	耕畜連携助成(わら利用)					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	10,400円/10a(上限 13,000円/10a)					
課 題	<p>本県では、県内の全酪農家で組織化し一体的にブランド化を図っている大山乳業の取組や、和牛全共 好評価を得た肉用牛の取組等、畜産業が盛んであり、農業粗生産額の3分の1強を占めている。 一方、輸入粗飼料価格の断続的な上昇、口蹄疫等家畜伝染病の懸念等、国産粗飼料確保の重要性 がこれまで以上に増している。 畜産農家の大規模化が進む一方で、自家労力が限られることから、耕種農家からの飼粗飼料の供 給を強く求めている。また、耕種農家にとってもこれまで働き込んできた稲わらの有効利用につながる が、わらの収集に専用農機が必要なことから、飼料用米の生産面積に対してわら利用が10%強と活 用が進んでいない。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目 標	-	-	115ha	130ha
		実 績	152ha	126ha	128ha	-
内 容	飼料用米の安定生産及び稲わらの有効活用を図るため、耕畜連携(わら利用)の取組を支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米を作付し、畜産農家に供給又は自家利用する農家 ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米(基幹作) ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米の認定を受けていること ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める多収品種 ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること (利用供給協定に含まれるべき事項は別表1のとおり) ・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること ・そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される 稲の作付であること ・刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認等により確認 ・利用供給協定又は自家利用計画等により確認 ・要領に基づく出荷計画一覧表の確認 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	○耕畜連携(わら利用、水田放牧、資源循環)の取組について、同一の水田において複数の取組を行 う場合においては、いずれか1つを選択する。(重複助成はしない)整理番号6と重複可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取県農業再生協議会			整理番号	3	
使途名	耕畜連携助成(水田放牧)					
対象作物	粗飼料作物(基幹作)					
単 価	10,400円/10a (上限:13,000 円/10a)					
課 題	<p>山間部では、筆あたりの農地規模が小さい一方で法面が大きく、平坦部と比べて管理に多くの労力を要するため、農家の高齢化により農地の維持が困難になってきている。耕種農家にとって、水田放牧は、除草作業の省力化、遊休農地発生の防止、それらに伴う鳥獣被害の防止につながる有効な手段である。</p> <p>一方、畜産農家にとっても、水田放牧により、労働時間と畜舎の増設なしに経営規模の拡大が可能となるが、初期投資が大きいことから、なかなか取組が進んでいない。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	—	—	10ha	10ha
		実績	12ha	9ha	9ha	—
内 容	飼料作物の安定生産及び水田の有効活用を図るため、耕畜連携(水田放牧)の取組を支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料作物を作付し、畜産農家に供給又は自家利用する農家 ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料作物(基幹作) ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は別表1のとおり) ・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること ・当該年度における放牧の取組であること ・1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であり、成牛換算においては、育成牛2頭当たり成牛1頭とする ・対象牛は、概ね24カ月齢以上の成牛又は8カ月齢以上の育成牛であること ・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭以上であること ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認等により確認 ・利用供給協定又は自家利用計画等により確認 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	○耕畜連携(わら利用、水田放牧、資源循環)の取組について、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか1つを選択する(重複助成はしない)					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取県農業再生協議会			整理番号	4
用途名	二毛作助成				
対象作物	戦略作物(麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米)、そば、なたね(二毛作)				
単 価	10,400円/10a (上限 : 13,000円/10a)				
課 題	水田において、土地利用型作物の生産量の増加には、単収向上が考えられるが、産地規模での向上は容易でない。本県のように中山間地域が多く、小区画水田の占める割合が多い地域は、大きな平野部を抱える地域に比べ土地生産性の面で大きなハンデを負っている。本県における戦略作物等の需要に応じ、単収の寄らず、土地生産性を向上させる取組として二毛作は非常に有効な取組である。				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標 —	—	—	525ha
		実績 510ha	496ha	521ha	—
内 容	支援対象作物を二毛作の作付、出荷販売を行った農業者に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物を作付し、出荷販売する農業者 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・戦略作物(麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米)、そば、なたね(二毛作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米、米粉用米、WCS用稲については新規需要米の認定を受けていること ・加工用米については加工用米の認定を受けていること ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める多収品種 ・出荷・販売契約を締結し、販売を行うこと ・主食用米と対象作物又は対象作物同士の組合せによる二毛作であること ・通常の収穫を上げるのに必要な栽植密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・飼料作物は利用供給協定の締結又は自家利用計画を策定していること ・自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売販売計画書兼出荷・販売報告書を提出すること ・1圃場につき年1回を助成対象とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・別添、共通事項のとおり ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定、自家利用計画、作業日誌、販売伝票等による ・新規需要米の出荷計画一覧表等の確認 				
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計				
備考	地域農業再生協議会が指定する取組と重複して助成可				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取県農業再生協議会	整理番号	5			
使途名	そば、なたね作付助成					
対象作物	そば、なたね(基幹作)					
単 価	20,000円/10a (上限 : 20,000円/10a)					
課 題	<p>そばの需要量は年間12~14万トン程度であり、このうち国産そばは3~4万トン程度が供給されている。また、なたねの需要量は年間250万トン程度であるが、ほとんど輸入に依存しており、国産はわずか2千トン程度となっている。</p> <p>近年の消費者の国産志向の高まり等により実需者からの需要量が増加する中、生産拡大を行い安定供給する必要がある。</p>					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	作付面積	目標	-	-	270ha	270ha
		実績	286ha	265ha	270ha	-
内 容	支援対象作物を作付し、出荷販売を行った農業者に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物を作付し、出荷販売する農業者 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・そば・なたね(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売契約を締結し、販売を行うこと ・1圃場につき年1回を助成対象とする 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳等により確認 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認等により確認 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売伝票等による 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取県農業再生協議会		整理番号	6			
使途名	複数年契約加算						
対象作物	飼料用米、米粉用米						
単 価	12,000円/10a						
課 題	飼料用米及び米粉用米について、飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。また、飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。						
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	飼料用米	複数年契約取組面積・数量	目標	—	—	—	690ha・3,547t
			実績	—	—	—	—
	米粉用米	複数年契約取組面積・数量	目標	—	785ha・4,035t	685ha・3,520t	690ha・3,547t
			実績	1,079ha・5,546t	—	—	—
	米粉用米	複数年契約取組面積・数量	目標	—	—	—	0.5ha・3t
		実績	—	—	—	—	
	作付面積・数量	目標	—	0.4ha・2t	0.4ha・2t	0.5ha・3t	
		実績	0.3ha・2t	—	—	—	
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、飼料用米・米粉用米を作付けする取組を支援する。						
具体的要件	<p>1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和2年産から新たに結んだ令和4年産までの3年分を含むもの)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。)による取組であること。</p> <p>① 生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。但し、生産者団体が取りまとめる場合、各生産者の契約数量の維持又は増加は求めない。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、多収品種(知事特認含む)に取り組むこと。</p> <p>4 飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者又は、米粉用米を自家加工品(販売目的)の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。</p>						
取組の確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等 農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等) ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類 ・新規需要米自家加工販売計画書 						
成果等の確認方法	<p>○令和3年3月までに、以下の書類等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組面積:支払対象面積 ・作付面積・数量:新規需要米認定結果報告書又は生産製造連携事業計画に係る認定通知書 						
備考	整理番号2と重複可						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	鳥取県農業再生協議会			整理番号	7	
用途名	新市場開拓米作付助成					
対象作物	新市場開拓米(基幹作)					
単 価	20,000円/10a (上限 : 20,000円/10a)					
課 題	県内における新規需要米のうち、輸出用に供される米穀(醸造用玄米含む)は、県内外の実需者から一定程度の需要があり、主食用米の需給調整に寄与している。輸出用米穀は需要動向の見通しが困難であること、流通経費の負担が大きいことなど、主食用米に比べると原料価格差が生じやすい課題がある。一方で主食用米の作付の機械設備が流用できるなど、販路が確保できれば取組易いという面もある。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積	目標	-	-	-	5ha
		実績	-	-	-	-
内 容	内外の新市場の開拓を図る米穀を作付けた農業者に対して助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物を作付し、出荷販売する農業者 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・新市場開拓米(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売契約を締結し、販売を行うこと ・新規需要米取組計画書の認定を受けていること ・1圃場につき年1回を助成対象とする 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売伝票等による ・新規需要米の出荷計画一覧表等の確認 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別表1) 飼料供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の項を記載するものとする

1 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 飼料作物を生産する者
- (3) 牛群を管理する者
- (4) ほ場の場所及び面積
- (5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (8) その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(別表2) 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリッドライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注) 上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る

1 共通事項

「共通事項のとおり」と記載されている場合は次のとおりとする。

(1) 具体的要件

ア 助成対象者

経営所得安定対策等実施要綱に定める者とする。

イ 助成対象水田

経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。

確認方法

ア 助成対象者

経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認。

イ 助成対象水田

水田台帳等により確認。

ウ 助成対象作物

共済加入、現地確認等により確認。

2 産地交付金の地域間流用方法

申請書とりまとめから実績確定前（以後、「調整期間」）に余剰が見込まれる場合は、次の方法により不足する地域協議会に流用することができる。

(1) 調整期間において、管内の協議会で余剰額が見込まれる場合は、管内協議会の配分枠の合計額の範囲で流用することができるものとする。

(2) 流用に当たっては、余剰額を、不足が見込まれる地域内の各協議会の不足額で按分し、それぞれの協議会に追加配分することとし、協議会ごとの流用額を県に報告する。

A地域協議会への流用分金額 =

A地域協議会の不足額 / 管内協議会の不足額の合計 × 管内協議会の余剰額の合計

(3) 上記の調整後においても余剰額が発生する場合は、その余剰額を県でとりまとめ、(2)に準じて流用を行うことができるものとする。

ただし、県全体の余剰額が不足額を上回る場合は、流用額は不足額と同額とする。

(4) 各地域協議会は、当初の配分枠の額と流用により配分された額を合計した額に収まるよう、単価調整を行う。